

川越市都市計画マスタープラン地域別構想改定素案 (川鶴地区)

地区の説明

- 面積 約68.9ha
- 人口 5,533人
- 世帯数 2,591世帯
- 高齢化率 43.4%

※令和5年1月時点



※平成26（2014）年川越市市民センター条例が施行され、川鶴地区が誕生したため、今回新たに地域別構想を策定します。

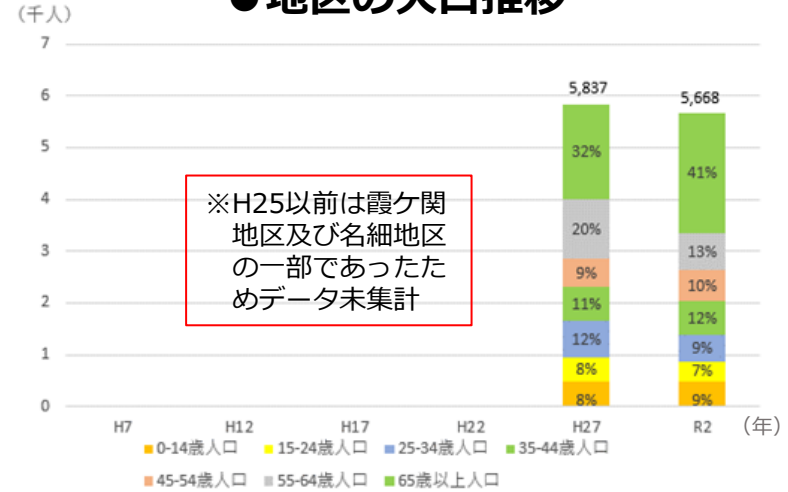
川鶴地区は、本市の西部に位置し、昭和50（1975）年代に日本住宅公団（当時）によって、鶴ヶ島市側と合わせて川越鶴ヶ島土地区画整理事業が行われ、主に中層の共同住宅と戸建て住宅からなるゆとりある住宅地区となっています。

東武東上線鶴ヶ島駅への路線バスの本数が充実しているほか、圏央道圏央鶴ヶ島インターチェンジからも近いことから、交通利便性が高い地区となっています。

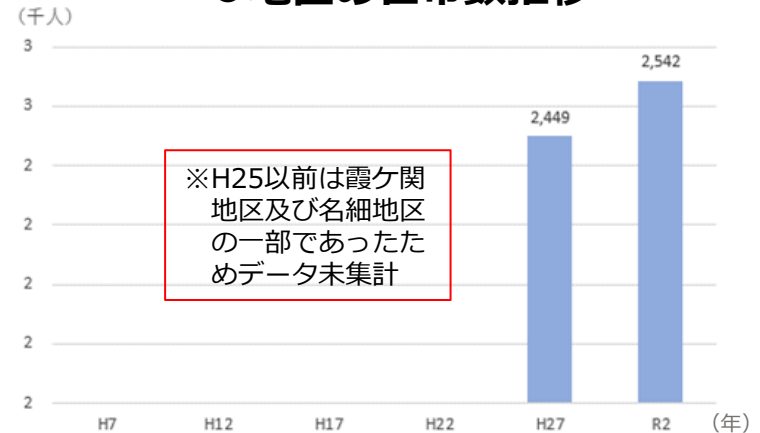
地区内には笠幡公園をはじめとした緑豊かな公園が多くあります。

高齢化率は市平均と比較して高くなっています。

●地区の人口推移



●地区の世帯数推移



まちづくりの動向・課題

◆基盤整備された住宅地の良好な住環境

・川越・鶴ヶ島土地区画整理事業が行われ、基盤整備された住宅地となっています。今後も、その良好な住環境を維持・保全していく必要があります。

◆身近な緑の保全・活用

・笠幡公園や小畔水鳥の郷公園（川鶴調整池）など比較的緑が豊かな地区となっています。引き続き、市民の身近な緑として保全・活用を進める必要があります。

◆超高齢社会への対応

・交通利便性は高い地区となっていますが、高齢化の進行を見据えて、公共交通の維持が必要です。

・今後、空き家や空き地の増加が予測されるため、それらの利活用が求められます。

(参考)

年度	川鶴地区におけるまちづくりの主な進捗状況（※）
昭和51年度	川越・鶴ヶ島土地区画整理事業（～平成2年度清算期間5年含む）
昭和54年度	笠幡公園の開設
昭和58年度	川鶴笠幡地区地区計画の策定
昭和61年度	小畔水鳥の郷公園の開設
平成30年度	デマンド型交通かわまる（地区3）の運行開始

※現行マスタープラン策定前の事項も含む

まちづくりのキャッチフレーズ

いきいきと快適に暮らせる 緑のまち 川鶴

まちづくりの目標

◆快適な生活ができる住みよい便利なまちにしよう

- 基盤整備された良好な住環境を維持・保全し、日常生活に必要な施設や公共交通の充実したまちづくりを進めます。

◆緑やうるおいのあるまちにしよう

- 笠幡公園や小畔水鳥の郷公園等の緑を生かした、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進めます。

◆誰もがいきいきと暮らせるコミュニティ豊かなまちにしよう

- 世代間の交流の場や機会を増やし、子どもから高齢者まで、いきいき生活できるよう、コミュニティ豊かなまちづくりを進めます。



まちづくりの方針（案）

（１）土地利用の方針

都市と自然との調和を図りながら、住宅地を中心とした良好な市街地の維持・保全を目指し、次の取組を進めます。。

① 基盤整備された住宅地の良好な住環境の維持・保全

・川鶴１～３丁目の土地区画整理事業により基盤整備され、ゆとりと魅力ある中低層住宅が形成されている住宅地については、良好な住環境を維持・保全するとともに、日常生活に必要な都市機能施設の立地形成を図ります。

・かわつる三芳野団地等の緑豊かで落ち着いた雰囲気のある中層の共同住宅からなる住宅地については、良好な住環境を維持・保全するとともに、日常生活に必要な都市機能施設の立地形成を図ります。

・住宅地について、地区計画制度を活用しながら、住宅地の植栽や生け垣による緑化など、地区の特性に応じたまちづくりを行うことにより、良好な住環境を維持・保全を図ります。

② 自然環境と調和した緑豊かな住宅地環境の維持・保全

・吉田新町の緑が多い計画的な住宅地においては、良好な住環境を維持・保全するとともに、日常生活に必要な都市機能施設の立地形成を図ります。

③ 空き家や空き地の利活用による活性化

・空き家や空き地の利活用による若者世帯の定住を促進し、高齢化率の改善や地域コミュニティの活性化を図ります。

（２）道路・交通体系の方針

利便性の高い交通環境の整備を目指します。

① 公共交通の維持

・交通結節点である鶴ヶ島駅の利便性の向上を図ることで、公共交通の利用を促進し、交通環境の維持に努めます。

まちづくりの方針（案）

（３）水と緑のまちづくり方針

笠幡公園や小畔水鳥の郷公園等の緑を生かした、ゆとりとうるおいのある生活環境の形成を目指します。

① 身近な緑の保全・活用

・既存公園の管理を適切に行うとともに、リニューアルを行う際には、子どもが安心して遊べ、高齢者が安らげる、防災機能にも配慮した身近な公園として整備を図ります。

（４）景観まちづくり方針

小畔川の自然がもたらす水辺景観の保全や、街路樹や公園と一体となった良好な住宅地景観の形成を目指します。

① 憩いと潤いを与える水辺景観の保全

・貴重な古代の遺構や、豊富な伝説が残る小畔川の自然を生かした緑地・公園景観の整備により、潤いのある水辺景観の保全を図ります。

② 計画的な住宅地景観の形成

・街路や公園などと一体となった質の高い住環境の維持に向け、地区計画等の手法を用いた計画的な景観形成を図ります。

（５）防災まちづくりの方針

災害に強く、安全、安心に暮らせる生活環境の形成を目指します。

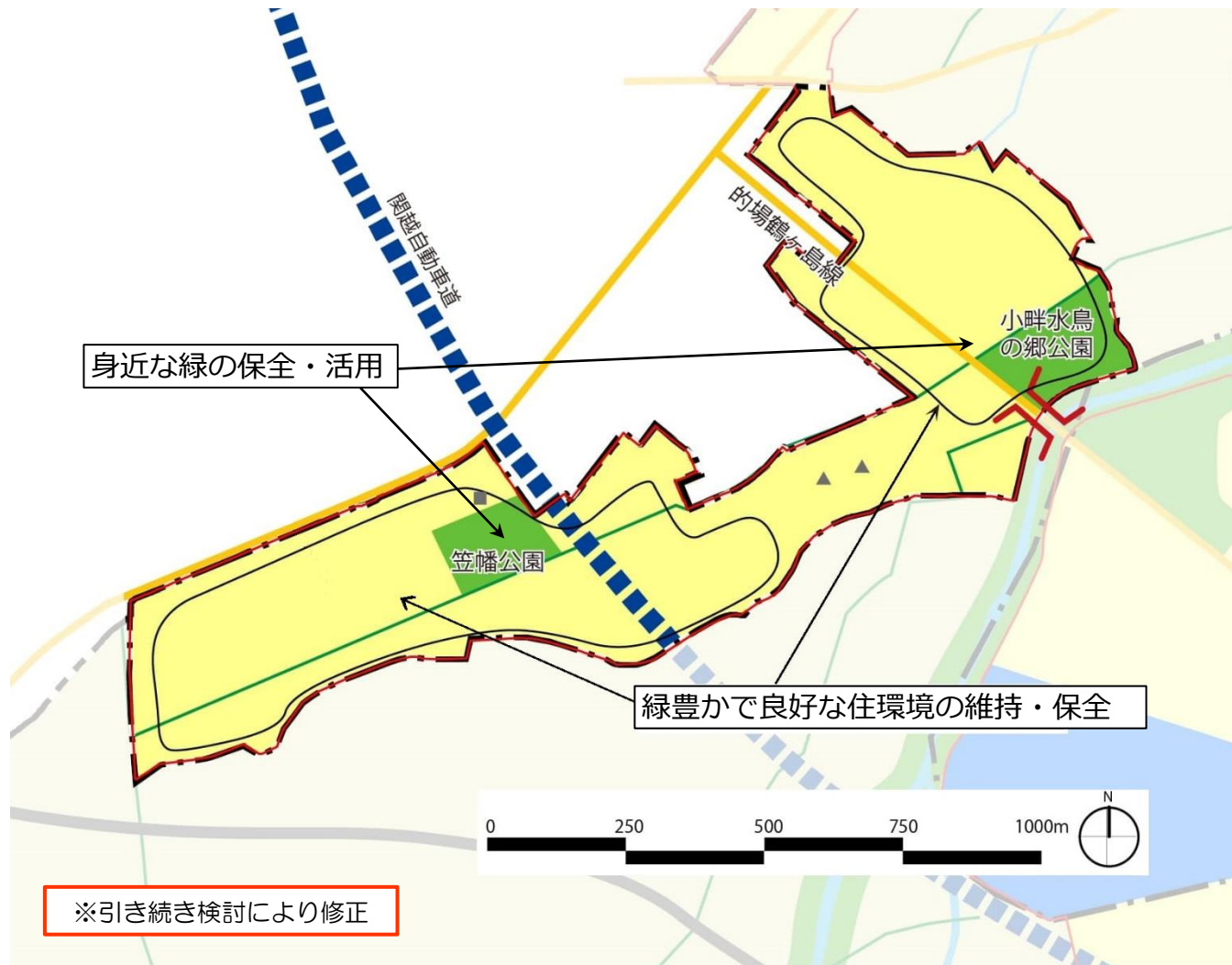
① 災害に強いまちづくり

・学校等の公共施設の安全化、防災活動に対応できる施設や設備等の整備、避難場所の確保を図ります。
・公園、緑地等の空地の確保等により、災害に強い市街地の形成を図ります。

② 防災対策の充実

・浸水履歴のある箇所については、総合的に対策を検討します。

まちづくりの方針図



<土地利用>

- 住宅地
- 公園・緑地
- 市街化区域・市街化調整区域界

<道路・水路・資源等>

- 広域高速道路
- 都市間幹線道路
- 地区幹線道路
- 公共・公益施設等
- 学校教育施設
- 主要な橋